



協会けんぽ

埼玉だより



職場内で回覧をお願いいたします。

埼玉支部公式
LINE始めました!
ぜひ登録ください

協会けんぽ2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ

2024年度の決算(見込み)の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2024年度決算(見込み) | 医療分(単位:億円)

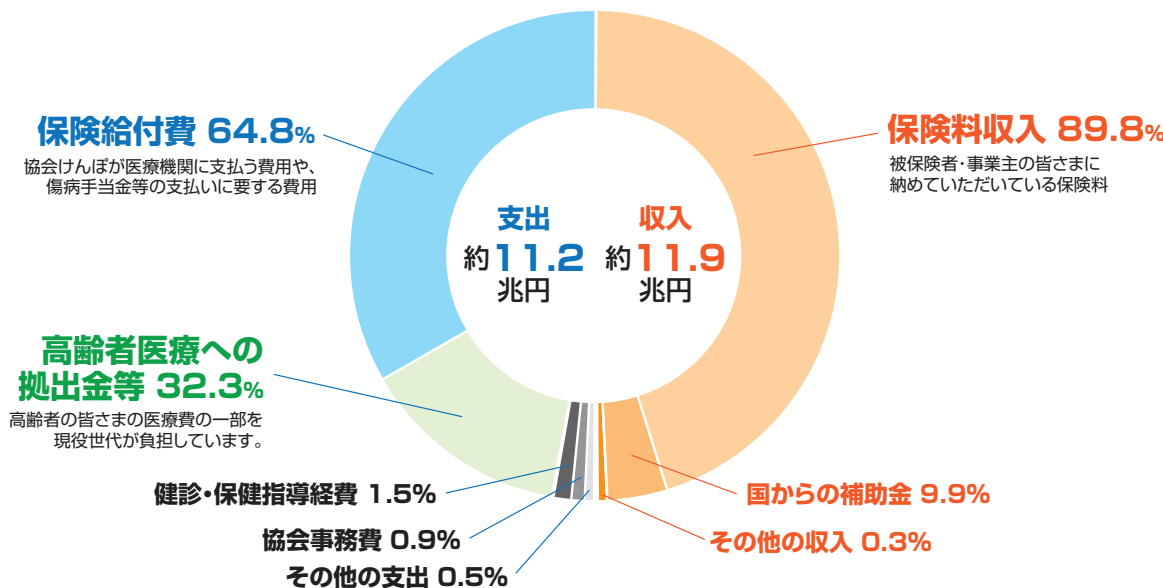
収入	保険料収入	106,490 (+3,492)
	国庫補助等	11,690 (▲1,184)
	その他	346 (+113)
	計	118,525 (+2,421)

支出	保険給付費	72,552 (+1,040)
	拠出金等	36,195 (▲1,030)
	その他	3,193 (+487)
	計	111,939 (+497)

単年度収支差 6,586 (+1,923)

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

A 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、

- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
- 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
- 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

重要 令和7年度の被扶養者資格再確認業務について

協会けんぽでは保険給付の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認を実施いたします。

今年度は、**被扶養者資格が解除となる可能性の高い方を対象に**「被扶養者状況リスト」をお送りいたします。

この再確認は皆様の保険料負担の軽減につながる大変重要な事業です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

確認対象者(以下のいずれかに該当する被扶養者)

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※ 上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期

令和7年10月下旬から(予定)順次

提出期限

令和7年12月12日(金)

扶養解除となる方がいる場合

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。
扶養解除の迅速化のため、**被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。**

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。

加入者の皆様の
保険料を増加させない
ための大切な取り組みです
ぜひご協力ください



定期健康診断の結果をご提供ください

提供する メリット

特定保健指導(健康サポート)を 無料で受けられます

保健師・管理栄養士が一人ひとりに合わせてサポート(特定保健指導等)します。
※40歳以上の場合



職場の健康課題が把握できます

健診結果や従業員様の生活習慣について、グラフで見える化した資料(事業所カルテ)をお送りします。

※被保険者数等により、提供できない場合があります。

提供する 方法

方法① 生活習慣病予防健診を受診する

方法② 提供依頼書を提出する



提供依頼書の
ダウンロードはこちら



▶協会けんぽが健診機関から**直接**健診結果データを受領します。

※健診機関から健診結果データを提供いただけない場合、事業主様から健診結果(紙)のコピーの提出をお願いすることがございます。

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、事業者に対して定期健康診断の結果の提供を求めることができます。
これは、個人情報保護法における法令に基づく場合に該当し、健診を受けた本人の同意は不要です。

令和7年度外部委託業者
「東京ソフトビジネス株式会社」

※外部委託業者より連絡がある場合がございます。

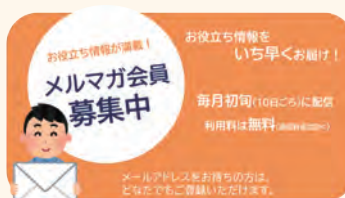
健診結果の提供に関するお問い合わせ先:埼玉支部保健グループ TEL:048-658-5919 音声案内 2→2

 **全国健康保険協会 埼玉支部**
協会けんぽ

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2
大宮情報文化センター(JACK大宮)16階
電話 **048-658-5919** (代表)

メールマガジン 「彩メール」

健康保険や健康づくりに関する
タイムリーな情報をお届け



ご登録はこちらから

